

8/29
田中
F110

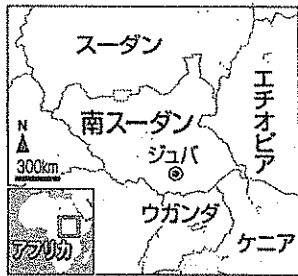
駆け付け警護地域限定へ

南スーダンPKO 防衛省が最終調整

三月施行の安全保障関連法で可能になった自衛隊の「駆け付け警護」について、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に参加する陸上自衛隊が実施する際は、

活動地域を宿営地がある南部に限定する方向で防衛省が最終調整していることが二十八日、分かった。政府関係者が明らかにした。安保法に規定のない地理的要

件を明確にするとともに、隊員の安全確保を図る狙いとみられる。●関連●面●南スーダンPKOに関する現行の実施計画は十月末に期限を迎える。政府はそ



れまでに現地の治安情勢を見極めた上で、①期間延長の是非②駆け付け警護の任務を付与するの③その実施場所一を最終判断する。駆け付け警護は、離れた

Ⅳ

駆け付け警護 国連平和維持活動(PKO)に参加する自衛隊が、武装集団に襲われていた国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使用して助ける任務。改正前のPKO協力法は、武装集団が「国や国に準ずる組織」に当たる場合、憲法9条が禁じる海外

場所で武装集団に襲われた国連職員らに自衛隊員が武器を持って助けに行くこと。十一月中旬から南スーダンに派遣予定の陸自第五

での武力行使につながる恐れがあることから認めてこなかった。3月施行の安全保障関連法に含まれる改正PKO協力法は、これまでは正当防衛・緊急避難に限っていた自衛隊の武器使用基準を緩和。任務遂行型の使用も認め、警告射撃を行えるようになった。

普通科連隊(青森市)を中心とする十一次隊に、任務付与される可能性がある。関係者によると、実施エリアは宿営地がある首都ジ

ユバを含む南部の州に限定することが有力。政府軍と反政府勢力との戦闘が多発してきた北部地域は救援要請があっても原則応じない考えだ。

指揮官が任務遂行の際に根拠とする「部隊行動基準」には実施場所の候補のほか、安保法で可能になった警告射撃の対象を、任務遂行を妨害する者とすることや、持ち込む武器の種類、銃弾の数量の上限なども盛り込んだ。